



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

所定内給与の全国一覧と地域による格差

平成24年の「賃金構造基本統計調査」の速報値が発表になりました。今回のあおぞらレターは、この統計から、平成24年6月分の所定内給与（※）の地域格差についてご案内いたします。



都道府県別 所定内給与額（平成24年6月分）

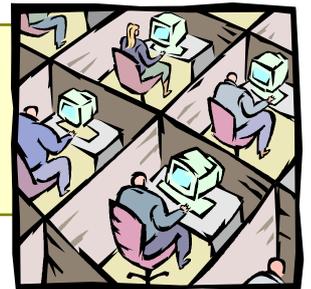
(千円)

順位	都道府県	所定内給与額	順位	都道府県	所定内給与額	順位	都道府県	所定内給与額
1	東京	365.2	16	群馬	279.0	31	徳島	257.6
2	神奈川	329.0	17	和歌山	277.5	32	鹿児島	256.4
3	愛知	311.4	18	岡山	277.1	33	愛媛	255.8
4	大阪	305.9	19	長野	274.7	34	北海道	255.4
5	京都	305.1	20	福岡	273.9	35	福島	251.4
6	兵庫	298.1	21	山梨	272.0	36	高知	249.0
7	埼玉	296.7	22	福井	271.7	37	鳥取	247.2
8	滋賀	294.9	23	岐阜	271.1	38	長崎	246.8
9	茨城	294.0	24	宮城	270.8	39	大分	245.0
10	千葉	293.0	25	富山	268.8	40	島根	242.6
11	三重	286.7	26	石川	266.3	41	山形	241.1
12	奈良	286.0	27	香川	263.6	42	宮崎	237.2
13	広島	285.0	28	山口	261.8	43	佐賀	236.8
14	静岡	284.0	29	新潟	258.5	44	秋田	235.2
15	栃木	282.9	30	熊本	258.4	45	沖縄	232.6
						46	岩手	231.2
						47	青森	227.2

●所定内給与の最高と最低の差は **138,000円**・・・全国でかなり地域格差がある。
※所定内給与とは、毎月支払われる給与から、時間外手当等の超過労働手当等を引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。

資料出所：厚生労働省「平成24年 賃金構造基本統計調査（都道府県別速報）」

- 今回、ご案内した統計は、常用労働者（短時間労働者以外）の所定内給与の平均であるため、年齢や勤続年数が若干異なる事にご留意ください。
- 他の賃金に関する統計等（最低賃金、初任給等）では、全国順位や格差が異なります。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277